



認定清掃サービスへの エコマーク表示の方法について



2021年3月

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局



エコマークの表示方法

エコマークの表示は認定基準で規定している 共通のガイドは、「エコマーク使用の手引」を参照

<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>

5. 商品区分、表示など

- (1)商品区分は、2.対象（別表 1）の「対象名」毎およびブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。ただし、素材の異なるものについては別途申し込みをすること。
- (2)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のウェブサイトにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。
- (3) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



（表示方法に関する注記）

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- *環境省「環境表示ガイドライン
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

エコマーク使用の手引

2019年4月1日
公益財団法人日本環境協会

エコマークは、地球と、環境 (Environment) および地球 (Earth) の頭文字「e」を表す人間の手の形を組み合わせてデザインしたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。

エコマーク認定商品およびその広告・宣伝物などには、原則としてエコマークの表示を行って下さい。その商品の広告・宣伝に際しては、エコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるように努めて下さい。

1. ロゴマーク

エコマーク使用契約者（以下、「使用契約者」）は、認定を受けた製品本体または消費者購入時の製品包装、広告・宣伝物などにロゴマーク（登録商標）を表示できます。ロゴマークは、エコマーク事務局ウェブサイトからダウンロードできます。ダウンロードには、認定時にお送りしている書類に記載のユーザー名とパスワードが必要となります。

本手引きに従って、正しい表示をお願いします。



エコマーク認定番号
〇〇〇〇〇〇〇〇



エコマーク商品
〇〇〇〇〇〇〇〇



エコマーク認定商品
〇〇株式会社



エコマーク
〇〇〇〇〇〇〇〇



www.ecomark.jp
〇〇〇〇〇〇〇〇



Eco Mark Certificate
〇〇〇〇〇〇〇〇



エコマークの表示例(清掃事業者)

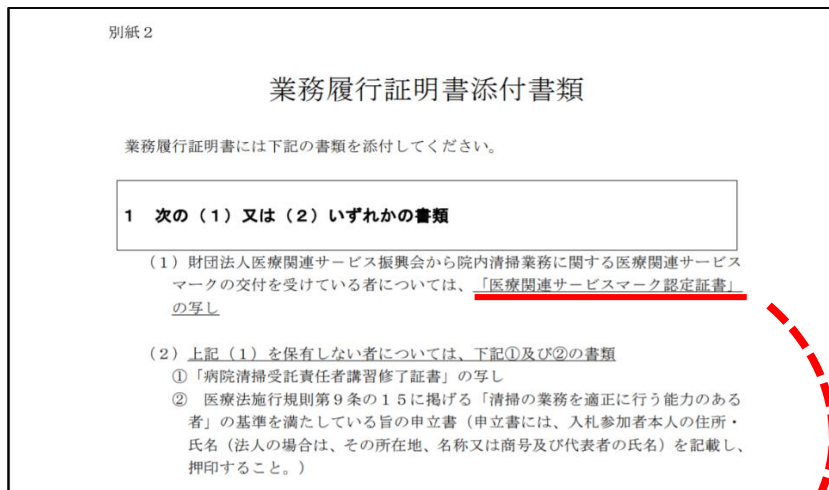
エコマーク商品認定証の掲示や、環境報告書への表示、
入札要件に“エコマーク認定”等が記載された場合に記載や活用できる



認定取得後、“認定証”が発行される
⇒社内やWEBサイトで掲示できる



⇒環境報告書などへの
記載(表示)ができる。



○入札用の提出書類 (図は医療関連サービスマークの関係)

⇒入札の要件に「エコマーク認定」が記載されている場合や、
特記事項等で記載できる場合に、エコマーク認定を
受けていることを記載できる



エコマークの表示例(清掃事業者)

営業先等でのコミュニケーションツールとして、名刺などに表示可能
作業員の名札や清掃用具等へ表示し、施設利用者へPRできる

※“サービス”の認定であることが分かるような表示が必要

(⇒ ×事業者の認定ではない ×名刺、用具自体が認定ではない)

【名刺】

⇒ “サービス”が認定であること、
認定番号の記載が必要



【作業員の名札、清掃用具】

⇒ 認定を受けた“サービス”を
行っていることを記載

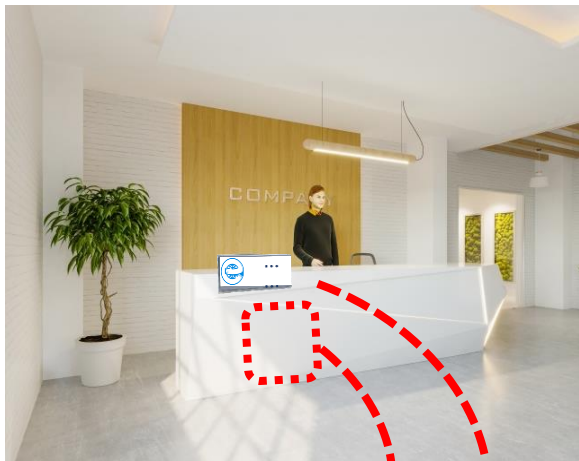


エコマークの表示例(ビル等の施設への表示)

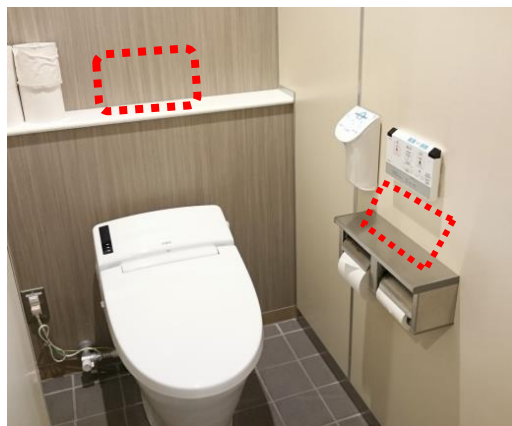
認定を受けた事業者は、施設所有者や施設管理者と連携し、施設利用者(内外)へのPRとして、施設各所への表示も可能です

⇒施設利用者の環境配慮の活動に対する理解・共感に

受付の立札やポスターの掲示



清掃業務と関連の深いトイレ・ゴミ箱等への掲示(利用者が意識しやすい)



このビルの清掃はエコマーク認定を受けた方法で行われています。
認定番号：〇〇〇〇〇〇〇〇



燃えるごみ

PETボトル





エコマークの認定を取得したら、
積極的にエコマークを表示しましょう

国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」やESG投資など、環境への取り組みを積極的に公表することが、評価される時代になっています

エコマークの表示方法に関しては、以下にご相談ください



公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

電話:03-5829-6284

E-mail: info@ecomark.jp <https://www.ecomark.jp/>